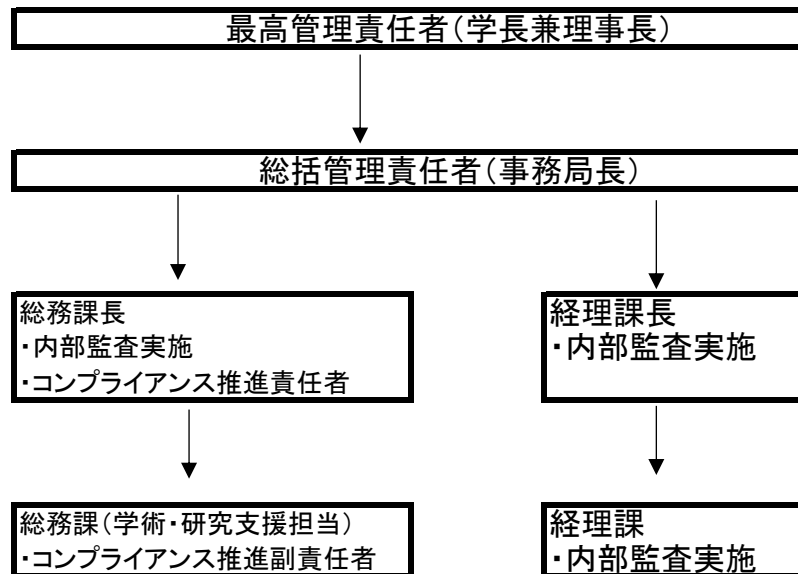


公的研究費に係る内部監査実施手順(マニュアル)

聖マリア学院大学

1. 監査対象
 - ・高額な公的研究費の受給者
 - ・新規採択の公的研究費受給者
 - ・繰越の多い公的研究費受給者
 - ・その他最高管理責任者の判断により必要と認められた項目※上記より1割程度を抽出
2. 監査実施回数 年に1回以上実施
3. 監査手順・方法 監査人による各種申請書、証憑類等の確認
↓
必要に応じ、研究者、取引業者等へのヒヤリング
↓
監査人による監査報告書の作成
4. 監査結果の報告
 - ・監査結果を、最高管理責任者(学長兼理事長)へ報告
 - ・必要に応じて、最高管理責任者は、監事、公認会計士へ追加監査を要請できる
5. 改善計画の立案
 - ・監査で改善項目が生じた場合は、内部監査部門主導の下改善計画を立案し、学長へ報告することとする
 - ・改善計画に際しては、必要に応じて監事・公認会計士へ助言を仰ぐ
6. 組織体制



7. 権限の付与 最高管理責任者は、監査を遂行するにあたって必要な権限を監査部門に付与することとする